

「令和7年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務」委託事業者募集要項

1 業務の名称

令和7年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務

2 業務の背景及び趣旨

- ・ 本市では、人口減少や少子・超高齢化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなう「スーパースマートシティ」の実現に取り組むとともに、その実現に向け、まちの「土台」となるコンパクトなまちが公共交通でつながった「ネットワーク型コンパクトシティ（以下、「NCC」という。）」のまちづくりを進めている。
- ・ ライトラインについては、NCCの形成を支える総合的な公共交通ネットワークの要であり、令和5年度には優先整備区間であるJR宇都宮駅東側が開業した。駅東側の利用者数は着実に増加しており、特に社会人や学生が新生活を迎える令和6年4月以降、平日を中心に急増し、通勤・通学や私事目的など日常利用が定着してきている。
- ・ JR宇都宮駅西側延伸については、NCC形成の効果を早期に発現させるため、「宇都宮駅東口停留場」から「県教育会館付近」までの約5kmを整備区間とし、早期開業を目指して各種検討を進めているところである。令和7年2月には、大通りの導入空間に係る基本的な整備方針を示したところであり、今後とも、駅西側延伸とまちづくりを一体的に捉えた市民理解の促進に取り組み、機運醸成を図っていく必要があると認識している。
- ・ こうしたことから、受注者の持つデザインに関するノウハウや企画力、広報に関する幅広い知識と経験を活用し、さらなる利用促進及び駅西側延伸の機運醸成を図るため、ライトライン等に係る市民理解促進の取組に対する支援業務について広く企画提案を募集するものである。

3 プロポーザルの内容

(1) 件 名

令和7年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務

(2) 業務内容

「令和7年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務 委託仕様書」（以下、「本仕様書」という。）を参照

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に募集要領等を掲載し、提案を公募する。

(5) 業務場所

宇都宮市内

(6) 業務の期間

本業務の期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 予算上限額

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※ 消費税は10%で算出すること

※ この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容に対して評価は行わない。

5 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 宇都宮市の令和7～10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「催事関係業務」又は「印刷物・看板等企画・デザイン業務」又は「その他の業務」に登録されている者、または、令和7年6月1日時点の名簿への登録が完了する見込みの者
- (3) 宇都宮市入札参加指名停止基準に基づく入札参加停止又は入札参加保留期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く。

6 スケジュール

内容	日時
公募の開始	令和7年4月9日（水）
参加申請書及び質問書の受付	令和7年4月16日（水）午後3時まで（必着）
質問への回答	令和7年4月18日（金）予定
辞退届の提出期限	令和7年4月23日（水）午後5時まで（必着）
提案関係書類の提出期限	令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）
提案に係るプレゼンテーション	令和7年5月12日（月）予定
審査結果の通知、契約締結等	令和7年6月上旬予定

※ このスケジュールは変更する場合がある。

※ 宇都宮市役所の閉庁日を除く。

7 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年4月16日（水）午後3時まで（必着）に参加申請書（別紙1）を提出する。（電子メール、持参又は郵送）

8 質問書

「参加申請書」を提出した者は、企画提案書作成のため、下記のとおり、質問を行うことができるものとする。

(1) 質問書について

企画提案に係る質問事項については、令和7年4月16日（水）午後3時まで（必着）に別紙2を用いて紙文書もしくは電子メールで事務局窓口に提出する。

(2) 回答について

質問の回答については、全ての参加申請書を提出した者に回答する。

回答にあたっては、電子メールより行うものとし、令和7年4月18日（金）を予定する。

なお、質問の回答については、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

(3) 辞退について

「参加申請書」を提出した者は、質問の回答を踏まえ、本件プロポーザルを辞退することができるものとする。

提案の辞退を希望する場合は、令和7年4月23日（水）午後5時まで（必着）に辞退届（様式は任意）を書面により提出すること。

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

9 提案関係書類の提出

令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）に、下記の提案書類を事務局宛てに提出する。（持参又は郵送）

【提出書類】

No	提出書類	様式	部数	備 考
1	企画提案書	任意	12部	仕様書で示した業務内容について、取組の進め等を具体的に記載する。
2	提案物	任意	12部	仕様書で示した提案を求める内容について、具現化した提案物を提出する。
3	参考見積書	任意	12部	本業務に係る経費を明示する。
4	業務実施体制	任意	12部	配置予定の業務監督者、業務担当者等を記載する。
5	予定業者担当者経歴	任意	12部	配置予定の業務監督者、業務担当者等の経歴を記載する。
6	提案者概要	任意	2部	会社概要を記した資料とする。 (既存のパンフレット等も可)
7	事業実績	任意	2部	本業務と同種・類似した業務に関する実績等を記した資料とする。

※ Microsoft office Word または PowerPoint で作成した上記企画提案書類等の電子データをCD-R または DVD-R に格納し、1部提出すること。

(1) 留意事項

- ・ 企画提案書を提出した後の追加・修正は不可とする。
- ・ 予算上限額を超えた提案の場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。
- ・ 企画提案に係る費用は参加者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 参考見積書の作成について

- ・ 本業務に係る見積項目については、下記のとおりとする。
 - ア) 本仕様書「第3章 特記仕様」に定める内容に係る費用
 - イ) 本業務の企画提案の実現に要する進行管理等の費用

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時・場所

- ・ 令和7年5月12日（月）において本市が指定する時間帯でプレゼンテーションを実施する。但し、この日程は予定であるため、変更する可能性がある。
- ・ プレゼンテーションの時間帯及び場所については、別途、指定するものとし、参加者に対して直接、通知する。

(2) 実施方法

- ・ 1者あたりの持ち時間は30分とし、うち20分間を説明、10分間を質疑応答とする。

11 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- ① 予算上限額を超えた参考見積書を提出した者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ④ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ⑤ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑥ その他「募集要領」の諸条件に違反した者

12 審査方法等

- ・ 審査は、企画提案書及び提案物、プレゼンテーションによる審査を行い、1者を選定する。
- ・ 特に提案物については、仕様書に定めるそれぞれの提案に求めることを鑑み、そのデザインや目的に応じた規格・材質、発信力、内容の分かりやすさ等を総合的に判断するものとする。
- ・ 審査結果については、速やかに企画提案者に対し通知するものとする。
- ・ 審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

13 契約

- ・ 本市は、提出された「提案関係書類」及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、「宇都宮市契約規則」の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 4 事務局

〒320－8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 建設部 LRT整備課内 協働広報室（宇都宮市役所9階）

（電話） 028－632－2305

（Mail） uLRT-PR@city.utsunomiya.tochigi.jp

(別紙 1)

令和 7 年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務 参加申請書

(あて先) 宇都宮市長

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

印

令和 7 年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務における企画提案競技について、参加を申請します。

なお、参加申請にあたり、下記の参加資格要件を満たすことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと
- 2 宇都宮市の令和 7 ～ 10 年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「催事関係業務」又は「印刷物・看板等企画・デザイン業務」又は「その他の業務」に登録されている者、または、令和 7 年 6 月 1 日時点の名簿への登録が完了する見込みの者
- 3 宇都宮市入札参加指名停止基準に基づく入札参加停止又は入札参加保留期間中でないこと
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く。

担当者役職・氏名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	E-mail	

(別紙2)

令和7年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務に係る質問書

(あて先) 宇都宮市建設部 L R T 整備課 協働広報室

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

標題について、以下のとおり質問します。

1 質問内容

No.	質 問
1	
2	

※ 質問欄が不足した場合は、行追加の上、記入願います。

2 連絡先

担当者	役職・氏名	
連絡先	電 話	
	F A X	
	E-mail	

3 質問提出期限

令和7年4月16日(水) 午後3時00分まで(必着)

4 提出先

提出にあたっては、紙文書もしくは下記の電子メールアドレスあてにメールで提出すること。

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 建設部 L R T 整備課 協働広報室(宇都宮市役所9階)

(電話) 028-632-2305

(Mail) uLRT-PR@city.utsunomiya.tochigi.jp